

「神奈川県県土整備局 週休２日制確保工事」 Q & A
(土木工事)

1. 試行要領・定義について

(現場閉所による週休２日制工事)

Q1-1 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所日として認められますか。

A1-1 降雨、降雪、強風、波浪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。

(現場閉所による週休２日制工事)

Q1-2 試行要領 4 4-1 (8)「現場閉所日」のただし書きの「現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等」とは具体的にどのような作業ですか。

A1-2 具体的には次の作業が考えられます。

- ① 現場内の定期的な巡回パトロール
- ② 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場での災害発生時の対応作業
- ③ 現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や、重機等の保守点検
- ④ 現場内の交通誘導警備

(現場閉所による週休２日制工事) 及び (交替制による週休２日制工事)

Q1-3 週休２日の確保を理由に、工期延伸は認められますか。

A1-3 単に週休２日の確保のみを理由とした工期延伸は認められません。ただし、次に示すような場合が生じた際は、必要に応じて工期延伸について、発注者と協議してください。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(現場閉所による週休２日制工事) 及び (交替制による週休２日制工事)

Q1-4 工期延伸した場合の週休２日の考え方はどうなりますか。

A1-4 工期延伸した場合は、その分、週休２日の対象となる期間も延伸されます。延伸した期間も含め、試行要領 4 4-1、5 5-1 「用語の定義」に示す内容に基づき、週休２日の取組を実施してください。

(現場閉所による週休2日制工事) 及び (交替制による週休2日制工事)

Q1-5 発注者として、週休2日制工事を選択する基準は何か。どのような考え方で週休2日制工事を決めているのか。

A1-5 原則、全ての工事が対象となります。なお、週休2日制工事の対象外となるのは次のとおりです。

<対象外工事>

- ① 特に緊急を要する災害復旧工事
- ② その他、対応が困難と発注者が判断した工事

(現場閉所による週休2日制工事) 及び (交替制による週休2日制工事)

Q1-6 工事途中に月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合の手続きを教えてください。また、経費の減額や工事成績評定の減点は行われるのでしょうか。

A1-6 工事途中に月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合には、監督員へ報告願います。

また、工事成績評定の減点は原則行いませんが、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、減点します。

(現場閉所による週休2日制工事)

Q1-7 午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所日と扱えるのでしょうか。

A1-7 試行要領 4 4-1 (8)「現場閉所日」のとおり、一日を通して現場を閉所する日を現場閉所日と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。

(現場閉所による週休2日制工事) 及び (交替制による週休2日制工事)

Q1-8 試行要領 4 4-1 (7)、5 5-1 (7)「工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業」とは、具体的にどのような作業でしょうか。

A1-8 次のような作業が考えられます。

- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場内における災害発生時の対応作業（交通開放のための土砂撤去等の復旧作業など）

(現場閉所による週休2日制工事) 及び (交替制による週休2日制工事)

Q1-9 試行要領 4 4-1 (3)「受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合」とは、具体的にどのような作業でしょうか。

A1-9 次のような作業が考えられます。

- ・占有者（電気・ガス・水道等）や市町村等の発注工事との調整に伴い、土日に行う作業

- ・住民対応（地元商店街等により、休日施工を要望された作業など）

（現場閉所による週休２日制工事）

Q1-10 現場内で災害の発生が予想されるため、予防作業を週末（土曜日又は日曜日）に行う場合の対象期間の考え方について教えてください。

A1-10 工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間などの工事を行った場合であって、当該工事における発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議した上で対象期間から除くこととします。

対象期間から除かれる日は、休日の取得計算から除外する（積み上げない）ので、代替休日を確保する必要はありません。また、「完全週休２日」への影響もありません。

（現場閉所による週休２日制工事）

Q1-11 占有者（電気・ガス・水道等）や市町村等の発注工事と調整した結果、週末に、発注者からの指示で作業を行う必要が生じた場合は、どの様に休日を確保すればよいのでしょうか。

A1-11 受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を設ける必要があります。

（現場閉所による週休２日制工事）及び（交替制による週休２日制工事）

Q1-12 祝日はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

A1-12 祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には、現場閉所扱いとします。また、交替制による週休２日制工事の場合も同様に、祝日を休日数に含めることができます。

（現場閉所による週休２日制工事）及び（交替制による週休２日制工事）

Q1-13 入札時に、「現場閉所による週休２日制工事」と「交替制による週休２日制工事」は、どの書類に記載されているのでしょうか。

A1-13 施工条件明示書〔11〕その他の欄に、方式（現場閉所又は交替制）が記載されています。

（現場閉所による週休２日制工事）及び（交替制による週休２日制工事）

Q1-14 令和８年６月以前の契約工事で、令和８年７月以降も継続して施工する工事については、新たな試行要領が適用されるのでしょうか。

A1-14 令和８年７月１日以降に公告し、土木工事標準積算基準書（令和８年７月１日）を適用している週休２日制工事のみ、新たな試行要領が適用されます。

(交替制による週休2日制工事)

Q1-15 休日の定義はどのようなものか。

A1-15 技術者又は技能労働者が、工事現場において、24 時間通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいいます。

2. 提出書類について

(現場閉所による週休2日制工事) 及び (交替制による週休2日制工事)

Q2-1 別紙1 (現場閉所実績報告書) 又は別紙3 (休日確保実績報告書) は、いつ提出すればよいのでしょうか。

A2-1 当月の現場閉所・休日確保実績については、翌月の5日までに、監督員へ提出願います。別紙1、3は工事打合せ簿に添付して提出願います。なお、現場閉所履行報告書【別紙2】又は休日確保履行報告書【別紙4】は、工事完成届の提出前に書面により提出願います。(別紙1から4は、受発注者協議の上、情報共有システム(A S P方式)により提出することも可能です。)

(現場閉所による週休2日制工事)

Q2-2 現場閉所実績の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A2-2 現場閉所実績の確認書類として、現場閉所実績報告書【別紙1】、現場閉所履行報告書【別紙2】及び週間工程表を提出していただきます。

(交替制による週休2日制工事)

Q2-3 休日確保実績の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A2-3 休日各日実績の確認書類として、休日確保実績報告書【別紙3】、休日確保履行報告書【別紙4】を提出していただきます。また、技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示してください。

(現場閉所による週休2日制工事) 及び (交替制による週休2日制工事)

Q2-4 アンケートの提出は必要でしょうか。

A2-4 アンケートは、令和7年7月の要領改定によって廃止しました。